

西東京都市計画生産緑地地区の変更（西東京市決定）（案）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 98.91ha

第2 削除のみを行う位置及び区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番 号	地 区 名			
81	住吉町	住吉町三丁目地内	約 100 m ²	地区の一部
97	住吉町	住吉町六丁目地内	770	地区の一部
124	東町	東町六丁目地内	500	地区の全部
177	芝久保町	芝久保町五丁目地内	4,950	地区の全部
181	芝久保町	芝久保町四丁目地内	4,090	地区の一部
265	柳沢	柳沢五丁目地内	3,630	地区の一部
291	向台町	向台町四丁目地内	1,560	地区の一部
297	向台町	向台町三丁目地内	1,980	地区の一部
298	向台町	向台町二丁目地内	1,700	地区の一部
344	下保谷	下保谷五丁目地内	1,620	地区の全部
347	向台町	向台町四丁目地内	740	地区の全部
354	泉町	泉町三丁目地内	60	地区の一部
358	向台町	向台町三丁目地内	1,350	地区の全部
計	13 件		約 23,050	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

公共施設等の用地又は買取申出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用され、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除する。

第3 追加のみを行う位置及び区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番 号	地 区 名			
162	中町	中町三丁目地内	約 m ² 640	近接する生産緑地と一団となる
368	向台町	向台町一丁目地内	3,240	新たに地区番号を割り振る
計	2 件		約 3,880	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

第4 変更に伴い地区番号の振り直しを行う位置及び区域

名 称		位 置	面積	備 考
番 号	地 区 名			
366	柳沢	柳沢五丁目地内	約 m ² 1,500	地区番号 265 より分割
367	向台町	向台町二丁目地内	1,720	地区番号 298 より分割
計	2 件		約 3,220	

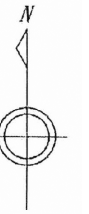
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

一団を形成した生産緑地地区の一部を削除したことにより、地区が分断され、一団の要件を外れたため、新たに地区番号を振り直す。

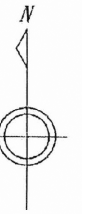
西東京都市計画生産緑地地区計画図 1/2500 団地番号対応表

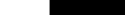
削除		追加指定		番号振り直し	
団地番号	図面番号	団地番号	図面番号	団地番号	図面番号
81	2/9	162	4/9	366	6/9
97	3/9	368	6/9	367	8/9
124	4/9				
177	5/9				
181	5/9				
265	6/9				
291	7/9				
297	8/9				
298	8/9				
344	1/9				
347	9/9				
354	3/9				
358	8/9				



1:2,500

0 25 50 75 100 125 150 m



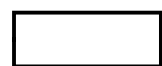
	既指定地区（旧第1種）		今回削除のみを行う区域
	既指定地区（新法）		今回追加のみを行う区域
			今回地区番号の振り直しを行う区域（新法）

1:2,500

0 25 50 75 100 125 150 m



凡
例



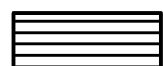
既指定地区（旧第1種）



既指定地区（新 法）



今回削除のみを行う区域

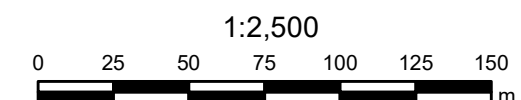


今回追加のみを行う区域

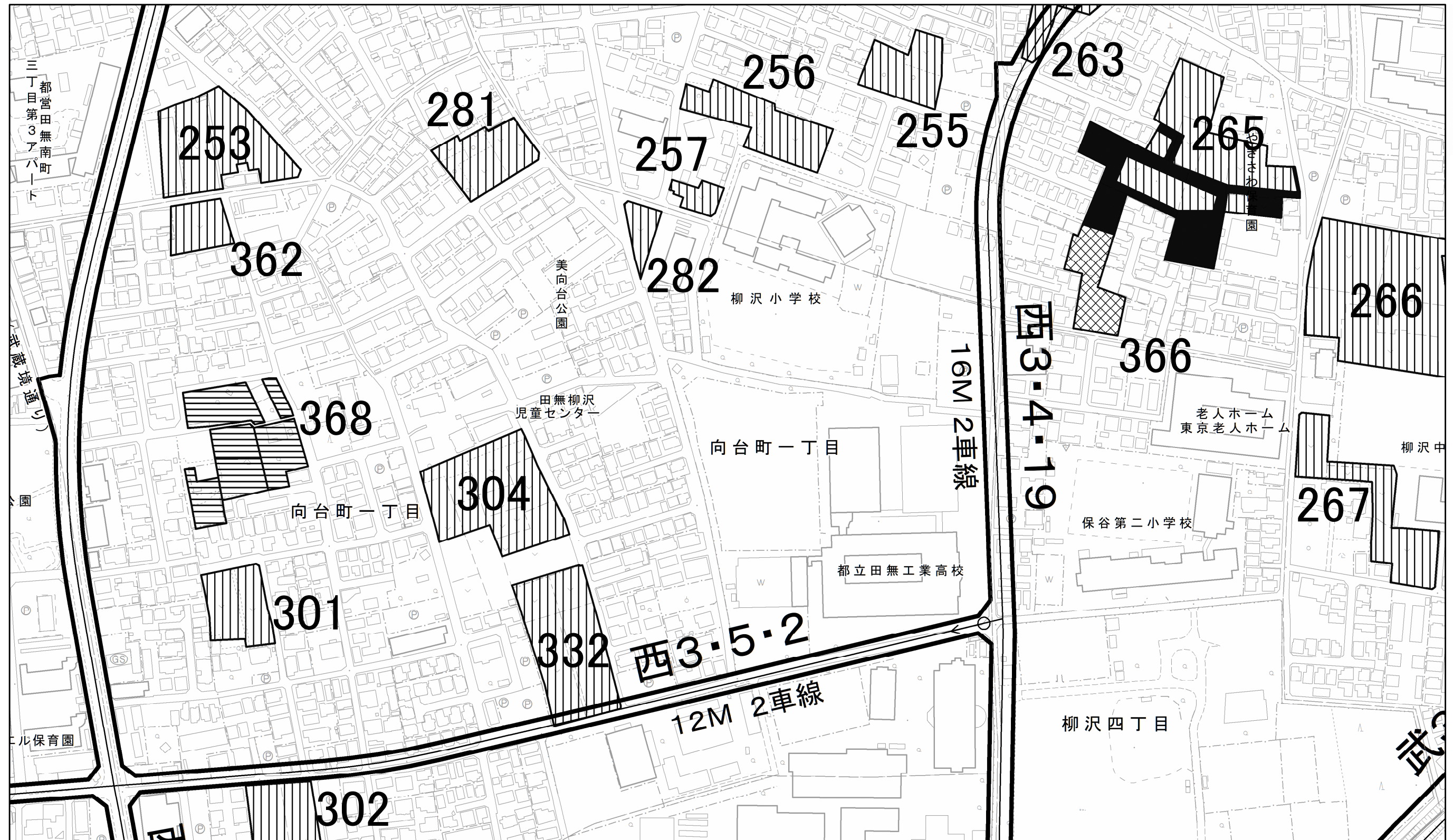


今回地区番号の振り直し
を行う区域（新法）

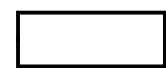
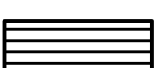
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。
（承認番号）6都市基交第46号」
「都市施設情報については、東京都都市整備局長の承認を受けて使用しているものである。
（承認番号）6都市基街都第120号、令和6年6月13日」



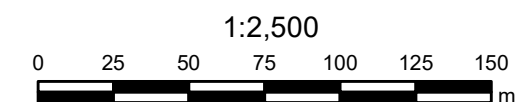




凡
例

	既指定地区（旧第1種）		今回削除のみを行う区域
	既指定地区（新 法）		今回追加のみを行う区域
			今回地区番号の振り直しを行う区域（新法）

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。
（承認番号）6都市基交第46号」
「都市施設情報については、東京都都市整備局長の承認を受けて使用しているものである。
（承認番号）6都市基街都第120号、令和6年6月13日」

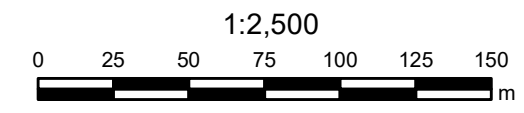




凡
例

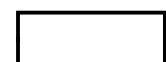
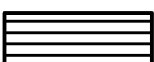
- | | | | |
|---|-------------|---|----------------------|
|  | 既指定地区（旧第1種） |  | 今回削除のみを行う区域 |
|  | 既指定地区（新 法） |  | 今回追加のみを行う区域 |
| | |  | 今回地区番号の振り直しを行う区域（新法） |

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。
（承認番号）6都市基交第46号」
「都市施設情報については、東京都都市整備局長の承認を受けて使用しているものである。
（承認番号）6都市基街都第120号、令和6年6月13日」

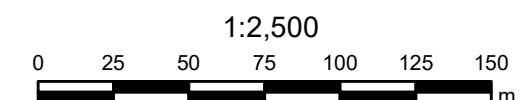




凡
例

- | | | | |
|---|-------------|---|----------------------|
|  | 既指定地区（旧第1種） |  | 今回削除のみを行う区域 |
|  | 既指定地区（新 法） |  | 今回追加のみを行う区域 |
| | |  | 今回地区番号の振り直しを行う区域（新法） |

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。
（承認番号）6都市基交第46号」
「都市施設情報については、東京都都市整備局長の承認を受けて使用しているものである。
（承認番号）6都市基街都第120号、令和6年6月13日」





凡
例

- | | | | |
|---|-------------|---|----------------------|
|  | 既指定地区（旧第1種） |  | 今回削除のみを行う区域 |
|  | 既指定地区（新 法） |  | 今回追加のみを行う区域 |
| | |  | 今回地区番号の振り直しを行う区域（新法） |

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。
（承認番号）6都市基交第46号」
「都市施設情報については、東京都都市整備局長の承認を受けて使用しているものである。
（承認番号）6都市基街都第120号、令和6年6月13日」

